

藤山台中学校区の
よりよい教育環境の実現に向けた

第2次小学校統合計画

平成25年2月
春日井市教育委員会

目 次

第 1 章 計画策定までの経緯	1
1 学校規模適正化の取り組み	1
2 第 1 次小学校統合計画の策定	1
3 新藤山台小学校学校づくり懇談会の設置	1
4 懇談会の提言書	2
5 第 2 次小学校統合計画の策定	2
第 2 章 基本構想	3
1 共通理念（コンセプト）	3
2 学校づくりの視点	3
3 学校施設のゾーニング	5
4 学級数・教職員数	6
5 整備スケジュール	7
第 3 章 施設整備方針	8
1 整備にあたっての主な留意事項	8
2 校舎諸室の整備方針	11
3 運動施設の整備方針	17

資 料 編

資料 1	3 小学校の児童数推移		1
資料 2	建設敷地の現況		2
資料 3	建築計画に関する条件		4
資料 4	3 小学校の概要		5
資料 5	新藤山台小学校学校づくり懇談会「地域とともに歩む夢のある学校づくり (提言書)」、平成 24 年 12 月		8

第 1 章 計画策定までの経緯

1 学校規模適正化の取り組み

本市における児童生徒数は、ピーク時の約 6 割に減少し、学校の小規模化が進んでいる地域がある一方、土地区画整理事業などによって児童生徒数が増加し、学校の規模が拡大している地域があるなど、地域間で大きな差がでている状況にあることから、学校間の教育環境の公平性をできる限り確保するため、市教育委員会は、平成 20 年 4 月から学校規模の適正化に取り組んできました。

2 第 1 次小学校統合計画の策定

平成 21 年 12 月に策定した「小中学校の適正規模等に関する基本方針」に基づき、最優先に取り組む必要があるとされた藤山台小学校の過小規模校の解消に向け、藤山台小学校、藤山台東小学校及び西藤山台小学校の 3 校統合を段階的に進めることとし、平成 24 年 2 月に藤山台小学校と藤山台東小学校の 2 校統合に対する「藤山台中学校区のよりよい教育環境の実現に向けた第 1 次小学校統合計画」（以下「第 1 次小学校統合計画」という。）を策定しました。

【第 1 次小学校統合計画の概要】

- 平成 28 年度当初を目標に、藤山台小学校、藤山台東小学校及び西藤山台小学校を統合（以下「3 校統合」という。）する。
- 3 校統合は段階的に進めることとし、まず、平成 25 年 4 月 1 日に藤山台小学校及び藤山台東小学校を統合（以下「2 校統合」という。）する。
- 段階的な統合が円滑に進められるよう、小学校統合計画を、2 校統合に対する第 1 次小学校統合計画と、3 校統合に対する第 2 次小学校統合計画に分けて策定する。

3 新藤山台小学校学校づくり懇談会の設置

「夢のある学校づくり」に向け、めざす学校の姿を明らかにするとともに、その実現のための手順とスケジュールを示す「藤山台中学校区のよりよい教育環境の実現に向けた第 2 次小学校統合計画」（以下「第 2 次小学校統合計画」という。）の策定に向け、平成 24 年 5 月、有識者を始め、藤山台中学校区の町内会等の代表者、教職員、PTA、学校評議員、幼稚園・保育園関係者、主任児童委員及び子育て支援活動団体の代表者で構成する新藤山台小学校学校づくり懇談会（以下「懇談会」という。）を設置し、「めざす学校の姿」について、意見の集約を図りました。

4 懇談会の提言書

懇談会は、新藤山台小学校の「めざす学校の姿」を明らかにする共通理念と学校づくりの視点などについてとりまとめた提言書「地域とともに歩む夢のある学校づくり」（以下「提言書」という。）を作成し、平成 24 年 12 月、市教育委員会に提出しました。

5 第 2 次小学校統合計画の策定

市教育委員会は、第 1 次小学校統合計画に沿って、提言書の内容を踏まえ、「めざす学校の姿」を明らかにするとともに、その実現のための手順とスケジュールを示す第 2 次小学校統合計画を策定しました。

【学校規模適正化の取り組みの経緯】

年月	内容
平成 20 年 4 月	春日井市立小中学校適正規模等検討委員会を設置
平成 21 年 3 月	春日井市立小中学校適正規模等検討委員会から提言書「小中学校の適正規模等について」を受領
平成 21 年 12 月	「小中学校の適正規模等に関する基本方針」を策定
平成 22 年 4 月	藤山台中学校区学校規模適正化地域協議会を設置
平成 23 年 3 月	藤山台中学校区学校規模適正化地域協議会から「藤山台中学校区における小学校規模適正化に向けた意見書」を受領
平成 24 年 2 月	「藤山台中学校区のよりよい教育環境の実現に向けた第 1 次小学校統合計画」を策定
平成 24 年 5 月	新藤山台小学校学校づくり懇談会を設置
平成 24 年 12 月	新藤山台小学校学校づくり懇談会から提言書「地域とともに歩む夢のある学校づくり」を受領
平成 25 年 2 月	「藤山台中学校区のよりよい教育環境の実現に向けた第 2 次小学校統合計画」を策定

第2章 基本構想

1 共通理念（コンセプト）

新藤山台小学校は、児童や教職員、保護者など学校に直接関わる人だけの学校ではなく、この地域に暮らす人たちの学校として、「地域の皆が協力してつくり」、「地域の皆が協力して育てる」との想いを込め、学校づくりの共通理念は、次のとおりとします。

みんなでつくり みんなで育てる みんなの学校

2 学校づくりの視点

共通理念のもとに進める、学校づくりの視点と、施設整備において配慮すべき点や取り組みは、次のとおりとします。

（1）安全・安心な学校づくり

- セキュリティ対策と施設利用に配慮した施設の配置
- ユニバーサルデザインを取り入れた安心して利用できる施設整備
- 登下校時や学校教育活動時における地域住民等のボランティアの見守り活動がしやすいよう配慮した施設整備
- 災害時における避難所としての利用を想定した施設整備

（2）生きる力を育む学習環境をめざした学校づくり

- 従来の一斉指導からグループ学習まで、幅広く対応できる柔軟な学習空間の整備
- ICTの活用、図書室の充実、音楽教室など、多様な学習形態に対応した学習施設・設備の整備
- 木のぬくもりが感じられるなど心安まる学習環境の整備
- 子どもたちが伸び伸びと運動できる、ゆとりある運動場や運動施設の整備

（3）地域の特色を生かした学校づくり

- 幼稚園・保育園・小学校・中学校が連携した取り組みの推進
- 地域を愛する子どもを育成できる地域に根付いた教育活動の展開
- 地域の人材を活用した授業の支援、環境整備の支援、子どもたちの見守り活動などの学校支援ボランティアが参加しやすいよう配慮した施設整備

(4) ゆとりと交流を育む自然環境との共生をめざした学校づくり

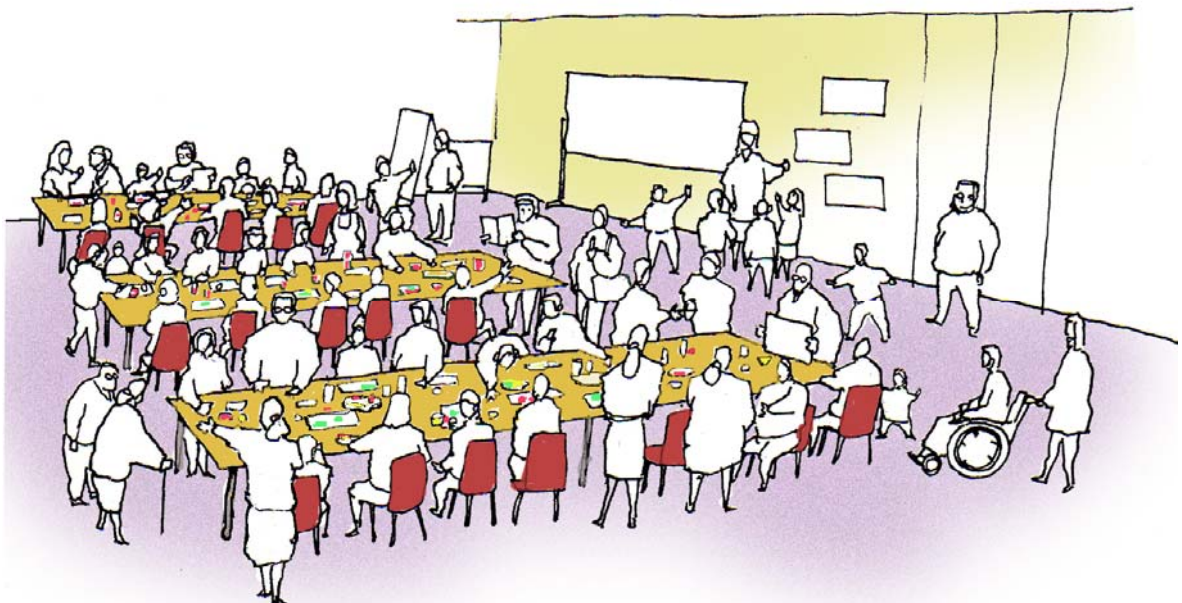
- 緑豊かな学校環境の実現をめざした緑化の推進
- ビオトープの観察や自然エネルギーの有効活用等を通じた環境学習が行える施設整備
- 作物栽培、動物飼育を通じて食や生命の大切さを学ぶとともに、自然に興味を持つことができるよう配慮した施設整備

(5) 地域と協働し連携を高める学校づくり

- 地域の人材を活用した、授業の支援、環境整備の支援、子どもたちの見守り活動など、学校支援ボランティアの充実
- 地域住民等による作物栽培、動物飼育、ビオトープ管理などの指導と児童との交流

(6) まち育てに貢献する学校づくり

- 学校、保護者、地域住民、地域団体の連携による取り組みを通じた、地域の一体感の醸成と地域の活性化
- 地域とともに歩む学校づくりを念頭に地域の防災活動、防犯活動など学校、保護者、地域住民、地域団体の連携による活動
- 地域住民や町内会等の地域団体によるスポーツ大会などの地域行事の開催



地域住民等・児童・教職員の交流イメージ

3 学校施設のゾーニング

2の「学校づくりの視点」に沿って、子どもたちの安全・安心の確保や、学校が有する個人情報などへのセキュリティ対策とともに、学校を利用するすべての人にとって使い勝手の良い施設となるよう、次の3つのゾーンを念頭に置いた施設配置とします。

(1) 学校教育ゾーン

学校教育活動の場として利用する区域

(2) 地域交流ゾーン

授業支援、環境整備支援、児童見守り活動など、学校と地域の交流・連携の活動の場として利用する区域

(3) 地域開放ゾーン

地域住民、地域団体がスポーツや行事などの活動で利用する区域

【主な施設と各ゾーンの対応】

施設	学校教育ゾーン	地域交流ゾーン	地域開放ゾーン
職員室	○		
普通教室	○		
生活科教室等 (生活科・総合学習 に使用する施設)	○	○ (講師ボランティア)	
音楽教室	○	○ (音楽クラブ)	
家庭教室	○	○ (授業支援ボランティア)	
図書室	○	○ (図書整理・読み 聞かせボランティア)	
交流ルーム	○	○	
体育館	○ (昼)		○ (夜)
プール	○	○ (監視ボランティア)	
花壇・菜園	○	○	
地域連携支援室		○	○

注) 同じ施設でも、利用目的や地域との関わりにより複数のゾーンに該当することがあります。地域交流ゾーン欄の()内は、地域住民等の関わるの例を示しています。

4 学級数・教職員数

3校統合後の新藤山台小学校で必要な学級数及び勤務する教職員数は、次のとおり想定します。

(1) 学級数

藤山台、藤山台東及び西藤山台の各小学校の児童数の推計に基づき、必要な普通学級が20学級、特別支援学級が3学級と想定します。

【児童数・学級数の年度別推計】

小学校名	普通学級の児童数（人）							普通学級数						
	H24	25	26	27	28	29	30	H24	25	26	27	28	29	30
藤 山 台	138	—	—	—	—	—	—	6	—	—	—	—	—	—
藤 山 台 東	170	—	—	—	—	—	—	6	—	—	—	—	—	—
西 藤 山 台	271	240	230	210	—	—	—	11	9	9	7	—	—	—
2校統合後	—	291	301	304	—	—	—	—	11	10	10	—	—	—
3校統合後	—	—	—	—	533	541	541	—	—	—	—	16	17	18

注) 西藤山台小学校の平成25年度以降及び3校統合後の児童数は、校区変更後の白山町5丁目の児童のうち、西藤山台小学校及び新藤山台小学校に通学を希望する児童を見込んだ数字

(2) 教職員数

教職員数は、児童数及び学級数に基づき、正規職員に加え、非常勤職員、外国語指導助手、相談員等40人と想定します。

【教職員数】

区分		人数	備考
教員	通常学級配置	24人	校長、教頭を含む。
	特別支援学級配置	4人	
	養護教諭	1人	
	非常勤職員・再任用職員等	5人	
事務職員・栄養職員		2人	
外国語指導助手、スクールカウンセラー、心の教室相談員		3人	
用務員		1人	
合計		40人	

5 整備スケジュール

平成 28 年度の新藤山台小学校の開校に向けた主な取り組みとスケジュールは、次のとおりです。

【整備スケジュール】

年度	時期	主な取り組み
平成 24 年度	3 学期	解体設計
平成 25 年度	1 学期	解体工事
	2 学期	造成設計
	3 学期	造成工事
平成 26 年度	1 学期 ～ 3 学期	基本設計・実施設計
平成 27 年度	1 学期 ～ 2 学期	建設工事
	3 学期	引っ越し
平成 28 年 4 月		開 校

注) 進捗状況により、手順やスケジュールは変更になることがあります。
市議会、市教育委員会等における手続は記載していません。

第3章 施設整備方針

1 整備にあたっての主な留意事項

基本設計、実施設計等の整備計画全般にわたって、特に留意すべき主な事項は、次のとおりです。

(1) 敷地の有効利用等

限られた敷地を有効に活用するとともに、緑豊かな学校環境を確保するため、次の事項に留意します。

ア ゆとりのある運動場の確保

子どもたちが伸び伸びと運動できる1周 150m～200mのトラックを整備するため、できる限り広い運動場の確保に努めます。

イ 延床面積の拡大への対応

基本構想の実現に向けて整備する校舎諸室、運動施設等の延床面積が拡大されることが見込まれることから、校舎の中層化、体育館とプールの重層化等について検討するなど、敷地の有効利用を図ります。

ウ 自動車等駐車場の確保

学校施設の市民利用や、学校と地域の連携推進に配慮し、自動車等の駐車場を整備します。

エ 職員室等から運動場等に対する見通しの確保

校舎から運動場への見通しや、児童の教室から運動場への円滑な移動ができるよう検討します。また、造成にあたっては、切土・盛土量のバランスを考慮し、極力敷地内処理に努めます。

オ 緑豊かな学校環境の確保

敷地内には、本市の木である「けやき」や本市の花である「桜」などの樹木が数多く植えられ、大きく育っています。これらの木々のできる限りの保存と移植について検討するとともに、更なる植栽に努めます。

(2) 安全・安心な校舎の整備

ア 構造体（*1）の耐久性

将来の施設機能の変化に対応するため、構造体の耐久性を高めるとともに、内部区画、仕上げ、設備機器、配管等については、将来的な改修、変更が可能となる施設とします。

イ 建物の耐震性

災害時には避難所となることを踏まえ、大地震の発生後も大きな補修をすることなく使用できる、人命の安全と施設の機能維持が図られる構造安全性及び天井材の落下防止等の非構造部材の安全性を確保できる施設とします。なお、建物の耐震性は、重要度係数（*2）を 1.25 とします。

ウ 防犯環境設計による犯罪防止

地域との連携・交流、地域開放など、開かれた学校づくりを進めながら、児童等の安全を確保するために、防犯環境設計（*3）の考え方を踏まえ、次の対策を講じた施設とします。

- 不審者の侵入抑止に向けた、来訪者を確認するための対策
- 防犯性の確保に向けた、見通しが確保され死角となる場所を無くするための対策
- 緊急事態発生時に各教室、職員室等の学校内の諸施設や警察、消防等の外部への連絡を迅速に行うための対策

*1「構造体」

基礎、壁、柱、はり、床板など構造耐力上主要な部分のこと。

*2「重要度係数」

建物の設計時に、地震力を割増す係数のこと。

国土交通省策定の「官庁施設の総合耐震計画基準」では避難所として位置づけられた建物の場合、構造体は保有すべき耐震安全性の目標をⅡ類（大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている=重要度係数 1.25）と規定されている。

*3「防犯環境設計」

物理的環境設計による防犯防止の手法のこと。

諸外国では CPTED（Crime Prevention Through Environmental Design）と呼ばれており、①接近・侵入の制御、②視認性の確保、③領域性の強化の3点が、主な基本原則とされる。

(3) 敷地の造成と校舎等の配置

校舎等の配置は、敷地面積だけでなく、その形状や段差等により、大きく影響を受けることを踏まえ、次の事項について検討します。

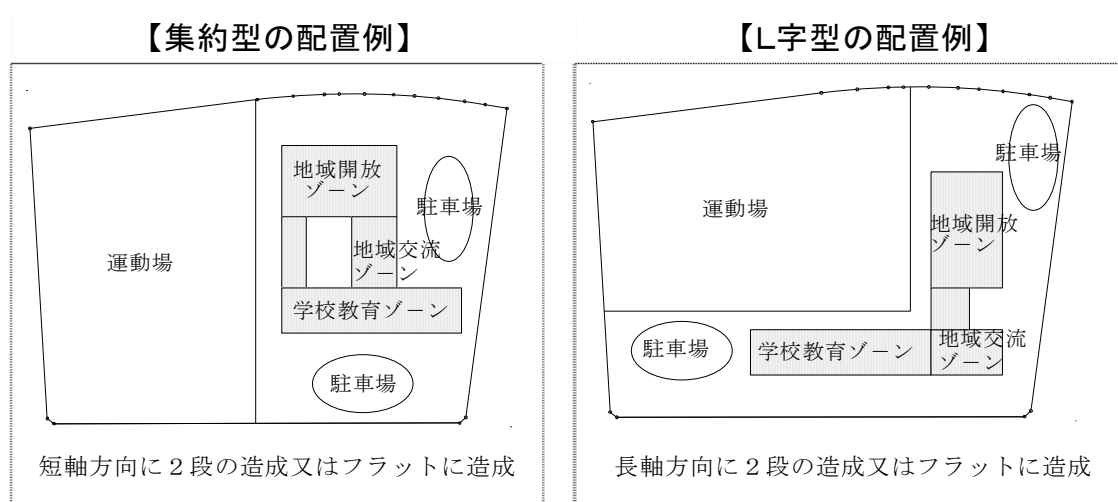
ア 敷地の造成

敷地の造成については、次の3通りの方法を検討します。

- ① 敷地の長軸方向に2段にする造成
- ② 敷地の短軸方向に2段にする造成
- ③ 敷地全体を同一の高さにする造成

イ 校舎等の配置

校舎等の配置については、「一方に集約する集約型」や「L字に配置するL字型」などについて検討しますが、最終的な配置については、基本設計・実施設計において決定することとします。



2 校舎諸室の整備方針

文部科学省の小学校施設整備指針の内容も踏まえ、学習関係諸室、管理関係室など校舎諸室等の整備方針は次のとおりとしますが、建設に関する諸条件によって、必要な見直しを行います。

(1) 普通教室等

普通教室等については、児童が最も長い時間過ごす場であり、ゆとりを持って、多様化する学習活動に対応できる教室として整備します。

ア 普通教室

- 40 人の児童の一斉授業を含む学習活動が行えるよう、児童の体格向上や、学校家具に関する J I S 改正による机の大型化を考慮した教室の広さとしします。
- 各教室にコンピューター、電子黒板等の情報機器、周辺機器の導入など、設備教具の多様化に対応できる I C T 環境を整備した教室とします。
- 同一学年の普通教室は、原則として同一階、同一区画にまとめて配置できるよう検討します。
- バルコニーや中庭を教室に隣接させるなど、教室を広く感じさせる視覚的な効果や、児童に心のうるおいを与える効果が得られるよう検討します。

イ 特別支援教室

- 障がいの特性、学習する内容等に応じた多様な指導方法に対応できるよう整備します。
- 職員室及び保健室との連絡、障がい者用便座や手すりを備えたトイレ等の位置に留意して配置します。

ウ 少人数授業用教室

- 普通教室と一体的に利用できるよう検討します。
- 個別学習や習熟度に合わせた少人数学習が効果的に行えるよう整備します。
- 通級による指導のため、個別指導又は小集団による指導が行えるよう、可動間仕切りの設置などについて検討します。

エ 多目的教室

- 児童数の増加に対応できる普通教室への転用が可能な構造とします。

- 多目的に利用できる机や椅子、収納設備を整備します。また、材質や色彩は児童が親しみを持てるものとします。

(2) 特別教室

特別教室については、目的に沿った学習環境を整備するとともに、総合的な学習や地域住民との交流にも対応できる機能的な配置とします。

ア 理科教室

- 実験用机や必要となる各種設備を適切に配置します、
- 実験用機器や薬品等を確実に保管し、地震等による薬品の落下や薬品棚の転倒等が起こらないよう配慮して保管室を整備します。
- 教員による演示指導や映像を利用した実験指導を効果的に行うため、教員の実験用机やプロジェクタ等の情報機器を、位置等に配慮して整備します。
- 観察、飼育、栽培等に利用できるテラスやバルコニーを設置します。

イ 生活科教室

- 効果的に学習に取り組めるよう、低学年の教室に隣接して配置します。
- 授業で使用する教材及び作品の保管スペースの確保に配慮します。

ウ 音楽教室

- 良好な音響的環境の整備とともに、他の教室や近隣に迷惑がかからないよう、高い遮音性を確保します。
- 合唱や吹奏楽などの練習や発表に適した空間づくりに配慮します。
- 楽器に直接日光が当たらない楽器保管庫を整備します。

エ 図画工作教室

- 絵画や造形、工作など、様々な制作活動が行えるよう整備します。
- 作品の展示や保管スペースの確保に配慮します。

オ 家庭科教室

- 調理や被服に係る実習に対応できる設備、機器等を整備します。
- 教材等の準備、材料や用具、機器等を収納する準備室を整備します。
- 衛生や換気に配慮して整備します。
- 交流ルームとの隣接などに配慮して整備します。

カ 視聴覚教室

- 良好な音響環境の確保に留意して整備します。
- 机・機器等の配置換えなどに対応できるフリーアクセスフロアとします。
- 情報環境を充実させた他の学習関係諸室等との役割分担や連携を考慮して整備します。

キ コンピューター教室

- 機器の更新や増設、机や機器等の配置換えなどに対応できるフリーアクセスフロアとします。
- 機器等の盗難防止などセキュリティ対策に留意して整備します。

ク 図書室

- コンピューター教室との連携など、児童が主体的に調べ学習ができるよう整備します。
- 児童が本に触れる機会を増やすために、行きやすく、また、放課後の居場所や地域住民との交流の場としても利用しやすい位置に整備します。
- 書架や読書機の配置、照明等に工夫するとともに、木材の使用などにより、落ち着きがあり、明るくゆとりのある空間となるよう整備します。
- 多様な学習形態に対応して機器の配置換えができるよう、フリーアクセスフロアとします。

ケ 特別活動室

- 児童会や委員会活動等の利用を考慮し、規模や位置について検討します。

コ 教育相談室

- 児童が利用しやすい位置に、保健室との連携を考慮して整備します。
- 入り口部分は、明るく、入りやすい雰囲気とします。
- 気軽に悩みや不安を相談できる談話スペースを整備します。
- 相談者のプライバシーに配慮して整備します。

サ 放送室

- 教職員だけでなく児童の利用にも便利で、運動場等を見渡せる位置に整備します。
- 視聴覚教室との連携を考慮して整備します。

(3) 管理関係室

管理関係室については、それぞれの連携が円滑にできるよう、各室をできる限りまとまった位置に配置します。

ア 校長室・職員室

- 運動場や外部からのアプローチ部分などの見通しがよく、校内各所への移動に便利な位置に配置します。
- 非常勤講師、外部講師、教育実習生、スクールカウンセラー等の配置のほか、情報機器の設置、教材研究や教職員の打合せなどに留意して、十分なスペースを確保します。
- 各種情報機器の設置のため、フリーアクセスフロアとします。

イ 保健室

- 静かで、良好な日照、採光や通風などの環境を確保でき、児童が利用しやすい位置に配置します。
- 必要に応じて養護教諭がカウンセリングを行うことができる空間を確保します。
- 急な怪我人や病人がでたときに対応できるよう、運動場側にも出入口を設けるとともに、救急車による搬送にも留意して整備します。

ウ 会議室・応接室

- 会議室は、校長室や職員室との連携を考慮して整備します。
- 会議室は、各種視聴覚メディアの効率的な活用等を考慮して整備します。
- 応接室は、校長室及び職員室との連携を考慮して整備します。
- 応接室は、来客用入口からの動線を考慮して配置します。

エ 更衣室・休憩室

- 更衣室には、シャワー等の設備を整備するとともに、必要なロッカーなどを設置します。
- 休憩室は、教職員が心身ともに休めることができる空間となるよう整備します。

(4) 生活・交流空間

生活・交流空間については、他の学習関係諸室等から移動しやすい位置に利用者や利用目的を考慮して配置します。

ア 交流ルーム

- 学年交流、地域住民との交流もできるよう整備します。
- 家庭科教室における調理実習後の会食や異学年が一緒に楽しく食事ができるよう、採光や照明、設備に配慮して整備します。

イ 配膳室

- 衛生管理に留意した施設、設備を整備します。
- 給食の運搬車が容易に搬入できるよう整備します。
- 各教室や交流ルームへの配膳のため、動線や搬送用エレベーターの位置を考慮して整備します。

ウ 地域連携支援室

- 地域住民等のボランティアによる教育活動を支援する取り組みや、保護者、地域住民、地域団体等が学校運営を支援する取り組みなど、学校と地域の連携を推進するための本部機能を考慮して整備します。
- 児童の放課後の居場所づくり事業と連携できるよう整備します。
- 教職員と地域住民等が気軽に懇談できるよう整備します。

(5) 共通空間

誰もが安全に利用できるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮して整備します。

ア 昇降口・玄関

- 全校児童が円滑に出入りできるよう、児童用昇降口と校門や校舎・屋外運動場との動線に配慮します。
- 来客用玄関と児童用昇降口は別に配置するなど、来校者の利用とセキュリティに配慮して整備します。

イ トイレ

- 快適で明るく、清潔なイメージとなるよう配慮し、洋式トイレを基本に整備します。
- 車椅子で利用できるトイレを、各階の利用しやすい位置に配置します。

ウ 廊下・階段

- 非常時も含め、児童や教職員、来校者の移動が安全に行えるよう配慮し

ます。

○廊下の曲がり角、廊下と階段の接続部は、出会い頭の衝突防止に配慮し、見通しが確保できるよう検討します。

○廊下は、ワーキングスペースとしての利用など、開放的で機能的な使い方ができるよう検討します。

○廊下は、児童が話をしたり、休憩したりできるアルコーブ（*4）やベンチの設置など、ゆとりのある空間となるよう検討します。

エ エレベーター

○車椅子が利用できる仕様とするとともに、給食配膳に使用できる人荷用エレベーターを設置します。

○円滑な利用と、児童や教職員との衝突防止のため、エレベーターの搬入・搬出口の前に適切な面積のたまりの空間を整備します。

*4 「アルコーブ」

部屋や廊下、ホールなどの壁面の一部を後退させてつくった空間のこと。

凹所を表すアラビア語「al kubbe」が語源。

3 運動施設の整備方針

教科体育、体育的行事、クラブ活動及び開放事業における各種運動に必要な規模と設備等を確保するとともに、地域の防災拠点としての利用に配慮して、整備方針は次のとおりとしますが、建設に関する諸条件によって、必要な見直しを行います。

(1) 体育館

- 学校や地域の行事で使えるよう、ステージや控室などを整備します。
- 地域団体やスポーツ団体への開放事業実施のため、校門からの動線やセキュリティ対策に配慮します。
- 照明器具の取り換えや、設備のメンテナンスが容易に行える施設とします。
- 災害時の避難所として有効に機能するよう、配置や設備について検討します。
- 耐震性を高めるとともに、天井材や照明器具の落下防止、窓ガラスの破損を抑えるよう工夫します。

(2) プール

- 敷地の有効利用を図るため、体育館や校舎との重層化など配置について検討します。
- 25メートルプールのほか、低学年用プールを整備します。
- プールの水の活用など、災害時の避難所機能を高めるための仕組みづくりについて検討します。

(3) 運動場

- 児童が伸び伸びと体を動かせ、スポーツのできる十分な広さの運動場を確保し、1周150m～200mトラックと50m直走路が整備できるよう検討します。
- 教職員による見通しなどの安全管理、児童の運動場から教室への移動等の動線に配慮して整備します。
- 地域行事や災害時の避難場所としての利用を考慮して整備します。
- 舗装については、ほこり等の影響を少なくするよう検討します。
- 屋外器具庫、屋外トイレ、低学年の遊び場、ビオトープ、芝生広場、花壇、飼育小屋等の配置について検討します。
- 緑の継承と更なる緑化の推進のため、既存樹木の保存・移植について検討します。

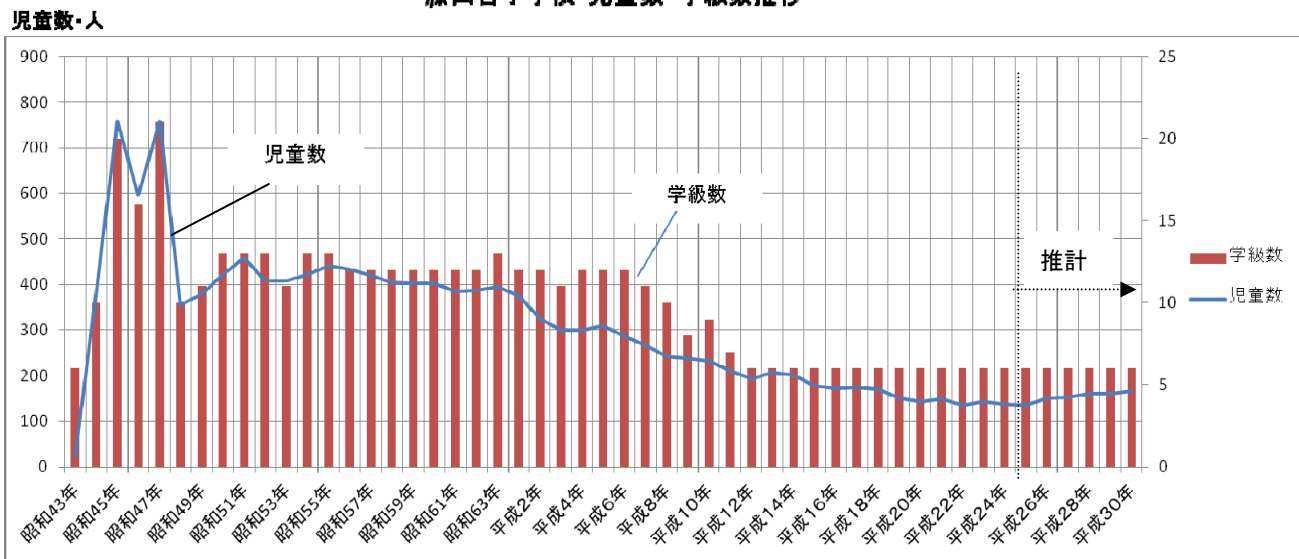
【校舎諸室等の構成】

区分		室名	室数
学習関係 諸室等	普通教室等	普通教室	20
		特別支援教室	3
		少人数授業用教室	3
		多目的教室	2
	特別教室	理科教室	2
		生活科教室	1
		音楽教室	2
		図画工作教室	1
		家庭科教室	1
		視聴覚教室	1
		コンピューター教室	1
		図書室	1
		特別活動室	1
		教育相談室	1
		放送室	1
管理関係室		校長室	1
		職員室	1
		保健室	1
		会議室・応接室	1
		更衣室・休憩室	2
生活・交流空間		交流ルーム	1
		配膳室	1
		地域連携支援室	1
共通空間		昇降口・玄関	—
		トイレ	—
		廊下・階段	—
		エレベーター	—
運動施設		体育館	1
		プール	1

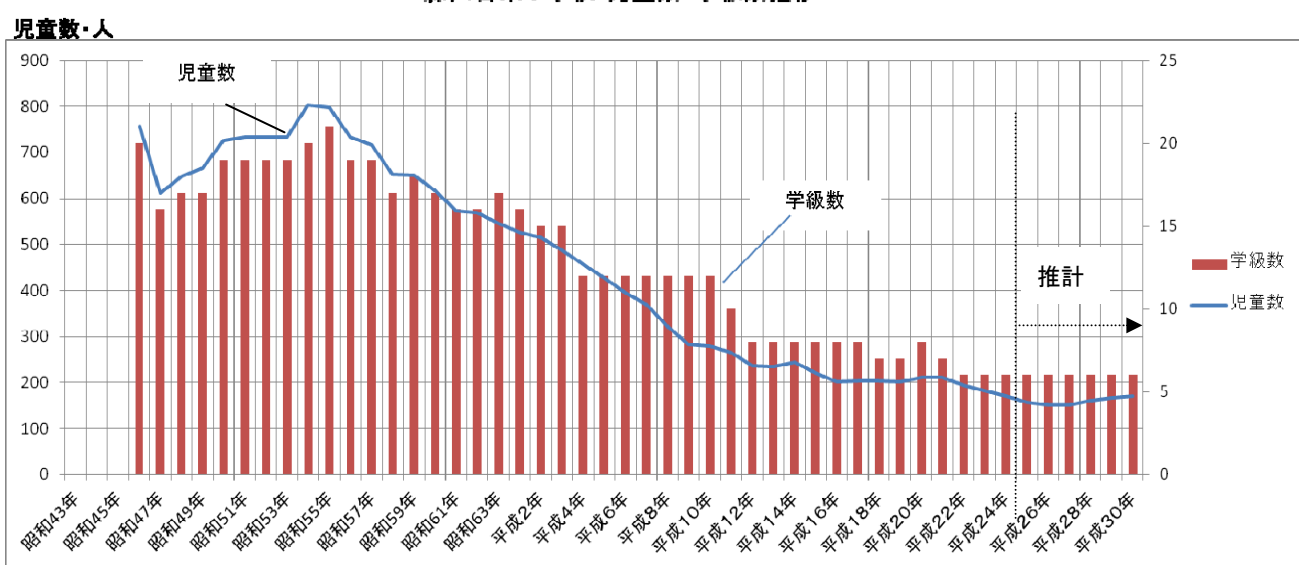
資料編

資料 1 3 小学校の児童数推移

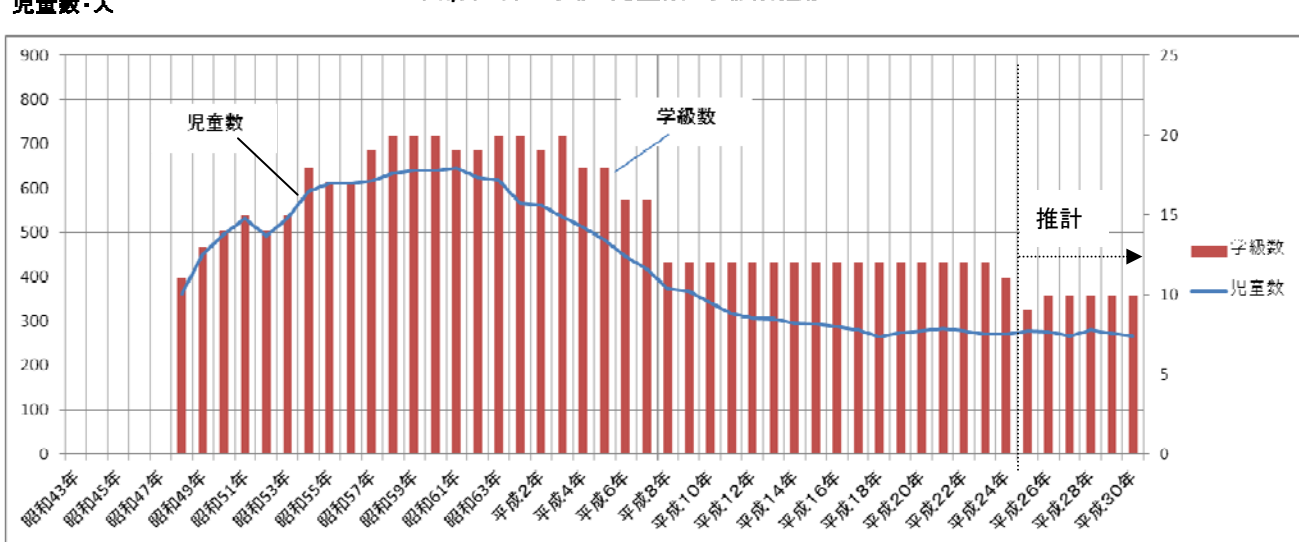
藤山台小学校 児童数・学級数推移



藤山台東小学校 児童数・学級数推移



西藤山台小学校 児童数・学級数推移



資料2 建設敷地の現況

建設地は、高蔵寺ニュータウン藤山台地区内のゆるやかな丘陵地にあり、緑が多く快適な教育環境です。また、西側には戸建住宅が、他の三方は、都市再生機構の中層住宅団地が立ちならぶ、閑静な住宅地域の中に位置しています。

建設地は、四周とも道路に接し、ほぼ整形な形状で一街区を形成していますが、周辺道路の高低差は6メートルあり、敷地内におけるレベル差は、校舎と運動場の位置で3メートルとなっています。このため、職員室等から運動場への見通しが悪く、目が届きにくい状況です。

図1 建設地周辺の航空写真



図2 現在の校舎平面図

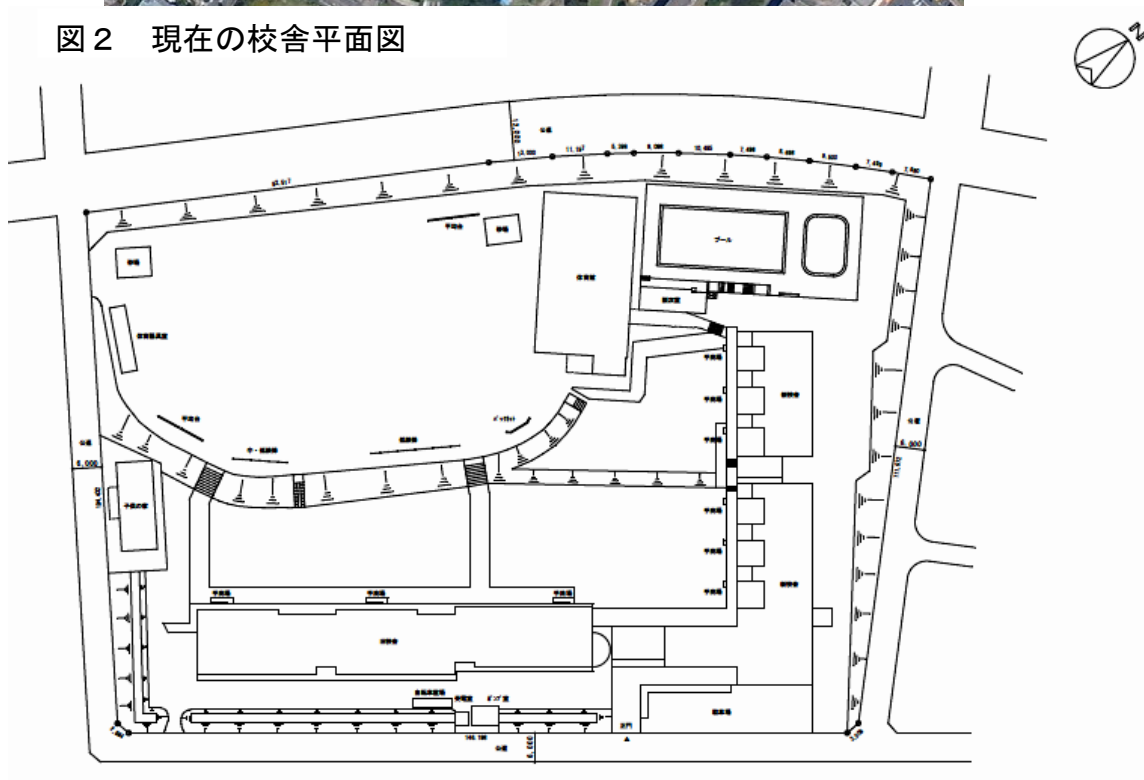


図3 現在の藤山台小学校の校舎等写真



↑ 西側から見た西館（普通・特別教室）



↑ 北側の本館前から見た西館



↑ 西側の運動場から見た西館



↑ 西館前の緑地帯



↑ 西側から見た本館（職員室）



↑ 西南側から見た本館（普通教室）



↑ 南側から見た本館



↑ 西側から見た運動場と体育館

資料 3 建築計画に関する条件

項目	内容
所在地	春日井市藤山台 3 丁目 2 番地
敷地面積	18,118 m ²
土地所有	春日井市
埋蔵文化財	なし
都市計画区域	都市計画区域内 市街化区域
用途地域	第 1 種中高層住居専用地域 (西側は第 1 種低層住居専用 50/100)
建ぺい率／容積率	60% ／ 200%
許容建築面積	12,682.6 m ² (18,118×0.7) (角地緩和+10%)
許容容積対象床面積	36,236 m ² (18,118 m ² ×2.0)
防火地域	該当なし
日影規制	建築物の高さ＞10m、4 時間、2.5 時間 平均地盤面からの高さ 4m
周辺道路幅員	西 12m (3.2+5.6+3.2) 北・東・南 6m
都市整備	排水：公共下水道供用地域 電力：中部電力 ガス：東邦ガス
地盤状況	平成 25 年度調査 (予定)
その他	宅地造成工事規制区域内

資料4 3 小学校の概要

1 藤山台小学校の概要

(1) 沿革

昭和 43 年 5 月 開校、児童数 24 人
(6 学級)
昭和 45 年 6 月 プール竣工
昭和 45 年 4 月 開校以来児童数が最大
となる。
児童数 759 人 (20 学級)
昭和 49 年 3 月 体育館竣工
平成 22 年 9 月 校舎耐震補強工事



藤山台小学校の航空写真

(2) 学校の特徴

高蔵寺ニュータウン内に最初に誕生した学校。東部丘陵を切り開いた高台にあるため、景観はよく、校舎はとても特徴がある。低学年棟は廊下がなく、各教室が運動場に直結している。また、高学年棟は教室に並行して廊下兼用のワークスペースがあり、グループ学習・図工・学級活動等に利用している。(春日井市『我が母校ー春日井市の小中学校ー』(平成元年 5 月) から抜粋。)

(3) 校章の由来



校章の外形は子どもたちが力強く学び、身体を鍛える広い台地を意味し、その中に学校名を「藤山」とし藤小とも読めるようにしたもの。

(4) 施設概要

学校敷地 18,118 m²
校舎 延床面積 3,491 m²、1 階・2 階建て
教室数 17 ・普通教室 8
・特別教室 9 (理科室、音楽室、図工室、家庭科室、
コンピューター教室、図書室、特別活動室(3))
体育館 延床面積 619 m²
プール 延床面積 996 m²、水面積 376.06 m²

(5) 児童数・教職員数 (平成 24 年 5 月 1 日現在)

児童数 142 人 (8 学級)、教職員数 17 人

2 藤山台東小学校の概要

(1) 沿革

昭和 46 年 4 月 開校、児童数 757 人
(20 学級)
昭和 46 年 8 月 プール竣工
昭和 50 年 2 月 体育館竣工
昭和 54 年 4 月 開校以来児童数が最大
となる。児童数 803 人
(20 学級)
平成 21 年 11 月 校舎耐震補強工事完了



藤山台東小学校の航空写真

(2) 学校の特徴

昭和 46 年 4 月に藤山台小学校から分離し、高蔵寺ニュータウン内に 2 番目の小学校として開校。学区は主に中層集合住宅からなっている。南は緩い傾斜地で三階の窓からは春日井市内や名古屋方面を一望することができる。小・中・高の文教地帯を形成した恵まれた環境の地にある。(春日井市『我が母校－春日井市の小中学校－』(平成元年 5 月) から抜粋。)

(3) 校章の由来



校章の外形は子どもたちが力強く学び身体を鍛える広い台地と山を意味し、その中に校名をデザインしたもの。

(4) 施設概要

学校敷地 14,889 m²
校舎 延床面積 4,341 m²、3 階建て
教室数 25 ・ 普通教室 8
・ 特別教室 17 (理科室、生活科室、音楽室、図工室、家庭科室、視聴覚室、コンピューター教室、図書室、教育相談室、特別活動室(8))
体育館 延床面積 619 m²
プール 延床面積 1,025 m²、水面積 386.5 m²

(5) 児童数・教職員数 (平成 24 年 5 月 1 日現在)

児童数 175 人 (8 学級)、教職員数 16 人

3 西藤山台小学校の概要

(1) 沿革

昭和 48 年 4 月 開校、児童数 362 人
(11 学級)
昭和 48 年 7 月 プール竣工
昭和 53 年 1 月 体育館竣工
昭和 58 年 3 月 新校舎 6 教室分増築工
事完了
昭和 61 年 4 月 開校以来児童数が最大
となる。児童数 645 人 (19 学級)
平成 24 年 9 月 体育館耐震補強工事完了



西藤山台小学校の航空写真

(2) 学校の特色

昭和 48 年 4 月に藤山台小学校から分離し、開校。高蔵寺ニュータウンの西南端丘陵のほぼ頂上に位置し、校地のまわりの道路をはさんで北と東は中層の集合住宅が林立し、南と西は緩い傾斜地で一戸建て住宅が立ち並んでおり、まさに団地内の学校である。三階の窓からは尾張丘陵を一望することができるし、春日井東部の展望も開け、すばらしい環境の地にある。(春日井市『我が母校ー春日井市の小中学校ー』(平成元年 5 月) から抜粋。)

(3) 校章の由来



校名の略称「西藤」を中心に配し、まわりは「山」と「台」を図案化したもの。全体を円形にしたのは、児童が心身ともに健康で「円満」に成長することを願う親と教師の期待を込めたからである。

(4) 施設概要

学校敷地 17,845 m²
校舎 延床面積 4,541 m²、3 階建て
教室数 25 ・ 普通教室 13
・ 特別教室 12 (理科室、生活科室、音楽室、図工室、家庭科室、コンピューター教室、教育相談室、図書室(2)、特別活動室(3))
体育館 延床面積 712 m²
プール 延床面積 853 m²、水面積 355 m²

(5) 児童数・教職員数 (平成 24 年 5 月 1 日現在)

児童数 277 人 (13 学級)、教職員数 23 人

地域とともに歩む夢のある学校づくり (提言書)

平成24年12月

新藤山台小学校学校づくり懇談会

目 次

はじめに	1
第 1 新藤山台小学校がめざす姿	2
1 共通理念（コンセプト）	2
2 学校づくりの視点	2
3 学校施設のゾーニング	3
第 2 学校と地域の連携推進	5
おわりに	6
参考資料	8
・ 懇談会の経過	
・ かわら版（第 1 号）	
・ かわら版（第 2 号）	
・ かわら版（第 3 号）	
・ 春日井市新藤山台小学校学校づくり懇談会設置要綱	
・ 春日井市新藤山台小学校学校づくり懇談会委員名簿	

は じ め に

当懇談会は、春日井市教育委員会から、藤山台中学校区の藤山台小学校、藤山台東小学校及び西藤山台小学校の3小学校（以下「3校」という。）を統合して誕生する新藤山台小学校の学校づくりに向けて、(1)教育活動の充実に向けた方策、(2)安全・安心な学校づくりに向けた方策、(3)子どもたちの見守り及び学校運営支援に向けた方策等について意見の集約を求められ、話し合いを重ねることとなりました。

話し合いの中では、「子どもたちのために」を第1に考え、子どもたちの「生きる力」^{※1}を育むための学習環境、学校と地域の連携による様々な活動ができる施設のあり方、保護者、地域住民が学校を支援しやすい施設のあり方、防災や防犯、スポーツ活動など「まちづくり活動の拠点」としての学校のあり方など、様々な意見が出ました。

この提言書は、今まで築いてきた3校の歴史や取り組みを受け継ぎ、さらに発展させたいとの想いの中、子どもたちのために一歩ずつ取り組みを進めると同時に、この地域に暮らす人々が将来にわたって生きがいを持ち快適に暮らせるよう、また、子どもたちの成長を見守りながら、大人たちも一緒に成長しなければならないとの全委員の願いを込めて取りまとめたものです。

この提言書の趣旨が、市教育委員会が策定する第2次小学校統合計画に反映されることを期待するものです。

※1 平成23年度から全面的に改訂実施された新小学校学習指導要領では、児童に生きる力をはぐくむことをめざすこととし、児童の発達の段階を考慮しつつ、知・徳・体の調和のとれた育成を重視することが示されました。「生きる力」の具体的な内容は、平成8年7月の中央教育審議会答申において次のとおり提言されています。

- ①基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- ②自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- ③たくましく生きるための健康や体力など

第1 新藤山台小学校がめざす姿

新藤山台小学校のめざす姿を明らかにするための共通理念と学校づくりの視点などは、次のとおりとします。

1 共通理念（コンセプト）

新藤山台小学校は、児童や教職員、保護者など学校に直接関わる人だけの学校ではなく、この地域に暮らす人たちの学校として、「地域の皆が協力してつくり」、「地域の皆が協力して育てる」との想いを込めて、共通理念は次のとおりとします。

「みんなでつくり みんなで育てる みんなの学校」

2 学校づくりの視点

共通理念（コンセプト）のもとに、めざす姿を実現するための、基本となる学校づくりの視点と、各視点における、施設の建設において配慮すべき点、開校後の具体的な取り組みは、次のとおりです。

（1）安全・安心な学校づくり

- セキュリティ対策と施設利用に配慮した施設の配置
- 不審者対策としてのモニター、電子錠等の設置
- ユニバーサルデザインを取り入れた安心して利用できる施設整備
- 災害時における避難所としての利用を想定した施設整備
- 登下校時や学校教育活動時における地域住民等のボランティアの見守り活動

（2）生きる力を育む学習環境をめざした学校づくり

- 従来の一斉指導からグループ学習まで、幅広く対応できる柔軟な学習空間の整備
- ICTの活用、学校図書館の充実、総合的な学習の推進、音楽活動室、ランチルームなど多様な学習形態に対応した学習空間の整備
- 木のぬくもりが感じられるなど心安まる学習空間の整備
- 3校の特色でもある異学年で構成する縦割り活動の継承
- 子どもたちが伸び伸びと運動できるゆとりある運動場や運動施設の整備

（３）地域の特色を生かした学校づくり

- 幼稚園・保育園・小学校・中学校が連携した取り組みの推進
- 地域を愛する子どもを育成できる地域に根付いた教育活動
- 地域の人材を活用した授業の支援、環境整備の支援、子どもたちの見守り活動などの学校支援ボランティアの充実

（４）ゆとりと交流を育む自然環境との共生をめざした学校づくり

- 緑豊かな学校環境の実現をめざした緑化の推進
- ビオトープの観察や自然エネルギーの有効活用等を通じた環境学習の充実
- 作物栽培、動物飼育を通じて食や生命の大切さを学ぶとともに、自然に興味を持つことができる取り組みの充実

（５）地域と協働し連携を高める学校づくり

- 地域の人材を活用した授業の支援、環境整備の支援、子どもたちの見守り活動などの学校支援ボランティアの充実（再掲）
- 登下校時や学校教育活動時における地域住民等のボランティアの見守り活動（再掲）
- 地域住民等による作物栽培、動物飼育、ビオトープ管理などの指導と児童との交流

（６）まち育てに貢献する学校づくり

- 学校、保護者、地域住民、地域団体の連携による取り組みを通じた、地域の一体感の醸成と地域の活性化
- 「地域とともに歩む学校づくり」をキーワードとする地域の防災活動、防犯活動など学校、保護者、地域住民、地域団体の連携による活動
- 地域住民や町内会等の地域団体によるスポーツ大会などの地域行事の開催

３ 学校施設のゾーニング

学校は、「義務教育の場」であるとともに、地域住民等の活動の場として、また、保護者や地域住民との交流や連携、協力した取り組みが行われる場です。

そのため、子どもたちの安全・安心の確保や学校が有する個人情報など重要資産の管理などのセキュリティ対策とともに、利用目的や利用方法を踏まえた、利用者にとって使い勝手の良い施設となるよう、次の３つのゾーンを念頭に各施設の配置が必要です。主な施設と各ゾーンの対応は図表１のとおりです。

(1) 学校教育ゾーン

学校教育活動の場として利用する区域

(2) 地域交流ゾーン

授業の支援、環境整備の支援、児童見守り活動など、学校と地域の交流・連携の活動の場として利用する区域

(3) 地域開放ゾーン

子どもたちや保護者、地域住民、地域団体がスポーツや行事などの活動で利用する区域

図表1 主な施設と各ゾーンの対応

施設	学校教育ゾーン	地域交流ゾーン	地域開放ゾーン
職員室	○		
普通教室 (特別支援教室を含む。)	○		
生活科・総合学習 に使用する部屋	○	○ (講師ボランティア)	
音楽室	○	○ (音楽クラブ)	
家庭科室	○	○ (授業支援ボランティア)	
図書室	○	○ (図書整理・読み聞かせボランティア)	
ランチルーム	○	○	
体育館	○ (昼)		○ (夜)
プール	○	○ (監視ボランティア)	
地域連携支援室		○	○
なかよし教室		○	
花壇・菜園		○	

注) 同じ施設でも、利用目的や地域との関わりにより複数のゾーンに該当することがあります。

第2 学校と地域の連携推進

平成28年度の新藤山台小学校の開校に向けて計画的に学校建設を行うことはもちろん、「みんなでつくり みんなで育てる みんなの学校」という共通理念に沿って、次の2つの視点を意識して、藤山台地区にふさわしい学校・保護者・地域住民、地域団体・市教育委員会の関係づくりを同時に進めていくことが必要です。

1 成長に繋がる関係づくり

学校・保護者・地域住民・地域団体・市教育委員会が良好な関係を築くうえで重要なのは、成長する子どもの姿を保護者や地域住民、地域団体が一緒になって見守ることです。

子どもたちの成長する姿が、学校・教師への好意的な見方に繋がり、保護者・地域住民自身の成長にも繋がります。

この保護者・地域住民の成長が地域を育てるとともに、教職員の成長にも繋がる好ましい関係づくりが重要です。

2 学校と地域の連携推進のしくみづくり

成長に繋がる関係づくりの手段の一つが学校と地域が連携した学校支援の取り組みです。

これを推進するためには、学校と地域の間で立ってコーディネートする者を配置し、ボランティアの発掘や登録を行うなどのしくみづくりが必要です。

学校を支援するこの新たなしくみづくりが、藤山台地区における「まち育て」の取り組みになると考えています。

「第1 新藤山台小学校がめざす姿」と「第2 学校と地域の連携推進」の概要は7ページの図表2のとおりです。

お わ り に

当懇談会では、以上述べてきたことのほかにも、「木造の校舎づくりをめざしてはどうか」、「体育館に会議室を設置してはどうか」、「学校に大型バスが乗り入れできないか」、「学校や地域住民等の要望を聞くための組織づくりが必要」などの意見も出されました。

すべての意見について話し合うことができませんでしたが、今後の学校建設の計画づくりや取り組みにおいて参考にしていただきたいと思います。

最後に、藤山台地区全体のまちづくりへの期待を込めて、全委員の願いを述べます。

○ 3校の歴史、取り組みの統合と発展

今まで築いてきた3校の歴史を大切にしながら、これまでの取り組みを統合し、さらに発展させることも重要な課題です。

3校が統合することによって、小学校の校区と町内会等の地域組織の区域が一致することをきっかけにして、学校を中心にした「まちづくり」を進めるために、これまで、それぞれの校区で培ってきた取り組みを、「よりよい教育活動」や「まちづくり」の取り組みとしてさらに発展させることが望まれます。

子どもたちのことを最優先にして考えることは当然のこととして、学校・保護者・地域住民、地域団体の活動や取り組みが、それぞれの成長に繋がり、藤山台地区全体のまちづくりに繋がっていくことを願ってやみません。

○ 学校跡地利用について

3校統合後の廃校となる学校跡地の利用については、地域住民や地域団体の関心が高く、子どもや大人のスポーツ活動の推進や、災害時の拠点施設としての役割を果たすよう最大限留意して検討していただくようお願いします。

図表2 提言書の概要図

新藤山台小学校がめざす姿

共通理念「みんなでつくり みんなで育てる みんなの学校」

藤山台地区にふさわしい学校・保護者・地域住民・地域団体・市教育委員会の関係づくり
～学校と地域の連携推進のしくみづくりから「まち育て」の取り組みへ～

1 安全・安心

**2 「生きる力」を
育む学習環境**

**3 地域の特色を
生かす**



6 まち育てに貢献

**5 地域と協働し
連携を高める**

**4 ゆとりと交流を育む
自然環境との共生**

参 考 資 料

懇談会の経過

1 全体会議

	日時・場所	議事内容	傍聴人数
第1回	平成24年7月1日(日) 午前9時30分～午前11時45分 藤山台小学校音楽室	・委員委嘱 ・懇談会の目的、進め方等について ・目指す学校の方向性について ・次回懇談会までの作業及びスケジュールについて	5人
第2回	平成24年9月23日(日) 午前9時30分～午前11時30分 東部市民センター第2集会室	・共通理念(コンセプト)の実現に向けた方策について	1人
第3回	平成24年11月4日(日) 午前9時30分～午前11時30分 東部市民センター第2集会室	・「みんなでつくり みんなで育てる みんなの学校」の具体化について ・提言書の枠組みについて	5人
第4回	平成24年12月2日(日) 午前9時30分～午前11時25分 東部市民センター第2集会室	・提言書案について	4人

2 部会会議等

	部会名	日時・場所	議事内容
第1回	保護者部会	平成24年7月17日(火) 午前9時30分～午前11時30分 藤山台小学校校長室	・第1回懇談会の振り返り ・第2回懇談会に向けた意見交換
	教職員部会	平成24年7月27日(金) 午後1時～午後3時 藤山台小学校校長室	・第1回懇談会の振り返り ・第2回懇談会に向けた意見交換
	地域住民部会	平成24年8月5日(日) 午前9時30分～午前11時40分 東部市民センター第1集会室	・第1回懇談会の振り返り ・第2回懇談会に向けた意見交換

(視察)

部会名	日時・場所	視察内容
地域住民部会	平成24年8月28日(火) 午前9時30分～正午 海津市吉里コミュニティセンター (岐阜県海津市海津町松木783)	・「サロン吉里」の活動状況及び施設利用状況の視察

3 運営委員会

	日時・場所	議事内容
第1回	平成24年9月13日(木) 午前9時30分～午前11時25分 市役所9階 教育委員会室	・学校づくりに対する共通理念について ・第2回懇談会の議事内容について ・かわら版(仮称)の作成について
第2回	平成24年10月26日(金) 午前9時30分～午前11時15分 中部大学71号館1階多目的実習室	・第3回懇談会の議事について ・提言書の枠組みについて
第3回	平成24年11月27日(火) 午前9時30分～午前11時15分 市役所9階 教育委員会室	・提言書案の作成について

かわら版

新藤山台小学校学校づくり

Vol. 1



第1回 新藤山台小学校学校づくり懇談会

平成24年7月1日
藤山台小学校音楽室



今回、新藤山台小学校学校づくりにあたり、教職員をはじめ、PTAや地域住民の代表のみなさまと、議論したり、ワークショップを行ったり、一緒に協働しながら「夢のある学校づくり」を行っていきます。

第1回目懇談会の当日は、あいにくの雨模様にもかかわらず、委員をはじめ関係者のみなさまにお集まりいただき、目指すべき学校の姿について、白熱した議論が交わされました。

●第1回新藤山台小学校学校づくり懇談会が開催されました。

- ・懇談会委員の21人のみなさまのご紹介がありました。
- ・宮地教育部長から委員のみなさまに委嘱状の交付がありました。
- ・委員のみなさまから推薦を受け、懇談会会長に吉田委員、副会長に三島委員が就任しました。
- ・各部会の進捗状況や情報の共有、懇談会全体の企画調整的な役割を担う運営委員会の設置が決まりました。
- ・懇談会は12月までに4回の開催が予定され、提言書の作成が目的となります。



第1回目ということもあり少々緊張した雰囲気でした。

●目指すべき学校の姿について各部会で議論が交わされました。

- ・まずはじめに、各部会ごとに部会長と副部会長を決めていただきました。
- ・各部会ごとに「目指すべき学校の姿」について、自由に意見を出していただきました。どの部会も白熱した議論が交わされていました。
- ・議論された内容を、共通理念（コンセプト）のたたき台として、まとめていただきました。
- ・最後に、各部会の共通理念のまとめを発表していただきました。懇談会の参加者全員が各部会で出された多様な意見の共有を行いました。

●こんな学校づくりの共通理念（コンセプト）ができました。



部会ごとに議論が白熱！



発言に真剣に耳を傾けます。



教職員部会の発表です。



保護者部会の発表です。



地域住民部会の発表です。

第1回 保護者部会

平成24年7月17日
藤山台小学校

第1回 教職員部会

平成24年7月27日
藤山台小学校

第1回 地域住民部会

平成24年8月5日
東部市民センター

第1回新藤山台小学校学校づくり懇談会を踏まえ、学校づくりの共通理念の掘り下げを行うために各部会が開催されました。
和やかな雰囲気の中、みなさんから多くの自由な意見が出されました。
多様な意見集約の場面では、ワークショップを行ない、全員で意識の共有を図りました。

●第1回保護者部会が開催されました。(部会委員8名)

- ・保護者の視点を通して、現状の学校の良いところ、問題点などを中心に多様な意見が出されました。
- ・全ての意見をワークショップによりまとめました。



意見を出し合っています。



ワークショップ！

保護者部会のワークショップの成果です。



●第1回教職員部会が開催されました。(部会委員6名)

- ・教職員の視点を通して、これからの学校教育活動のあり方を中心に、積極的な意見が出されました。
- ・全ての意見をワークショップによりまとめました。



みなさん真剣そのものです。



ワークショップ！

教職員部会のワークショップの成果です。



●第1回地域住民部会が開催されました。(部会委員7名)

- ・ニュータウンという立地を通して、これから地域が学校とどのように係れるかなど、自由な意見が出されました。
- ・全ての意見をワークショップによりまとめました。



世代を超えた意見が出ました。



ワークショップ！

地域住民部会のワークショップの成果です。



●第2回以降の懇談会は次の通りです

第2回新藤山台小学校 学校づくり懇談会

日時：平成24年9月23日
午前9時30分～11時30分
場所：東部市民センター

第3回新藤山台小学校 学校づくり懇談会

日時：平成24年11月4日
午前9時30分～11時30分
場所：東部市民センター

発行：平成24年9月(第1号)

問い合わせ：新藤山台小学校学校づくり懇談会
春日井市教育委員会事務局
学校教育課(85-6149)



第2回 新藤山台小学校学校づくり懇談会



平成24年9月23日
東部市民センター
第2集会室

第2回懇談会は、あいにくの雨模様にもかかわらず、前回に引き続き委員のみなさまに集まって頂きました。

今回は、第1回懇談会と各部会での議論を踏まえ、「夢のある学校づくり」の共通理念(コンセプト)を決定しました。会の後半では各部会に分かれ、学校と地域の連携を目指した取り組みについて、ワークショップを開催しました。

●第2回新藤山台小学校学校づくり懇談会が開催されました。

- ・「みんなでつくり みんなで育てる みんなの学校」というコンセプトと「学校づくりの視点」が発表されました。これらは、前回の各部会で出された意見を集約した内容を、部会長による運営委員会で協議したものです。

- ・これらのコンセプトと学校づくりの視点は、委員のみなさまの賛同を得ることができました。今後、これが「夢のある学校づくり」の重要な柱となっていく予定です。



みんなでつくり
みんなで育てる
みんなの学校

学校づくりの視点

- 1 豊かな心を育てる学習環境を目指した学校づくり
- 2 地域の特色を生かした学校づくり
- 3 ゆとりと交流を育む自然環境との共生を目指した学校づくり
- 4 地域と協働し連携を高める学校づくり
- 5 まち育てに貢献する学校づくり
- 6 安全・安心な学校づくり

●学校と地域の連携を目指した取り組みについてワークショップが開催されました。

- ・教職員、保護者、地域住民の各部会ごとにワークショップを行いました。
- ・テーマは、「学校と地域がどのように連携できるか」です。小学校の具体的な部屋や場所をイメージしながらKJ法を用いて実施しました。

教職員部会



ワークショップ！真剣な表情。



成果を発表！

保護者部会



ワークショップ！笑顔で発表。



成果を発表！

地域住民部会



ワークショップ！議論が白熱。



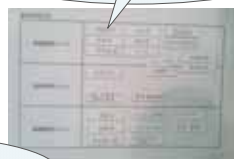
成果を発表！

●「学校と地域の連携について」こんなアイデアがでました。



多目的室やランチルームを
地域と学校の交流ゾーンにしたい。

学校、交流、開放ゾーンに応じた
管理をしっかりと考えないと。



菜園でみんなで野菜を育てたい。

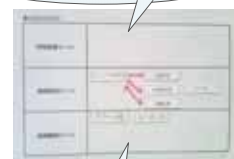


登下校時の安全、見守り



子は宝！

技・こころ伝承室をつくろう！



まち育て室ができるといいね。

● 次回の予定

第3回新藤山台小学校
学校づくり懇談会

日時：平成24年11月4日
午前9時30分～11時30分
場所：東部市民センター

発行：平成24年10月(第2号)
問い合わせ：新藤山台小学校学校づくり懇談会
春日井市教育委員会事務局
学校教育課(85-6149)

かわら版

新藤山台小学校学校づくり

Vol.3



第3回 新藤山台小学校学校づくり懇談会



平成24年11月4日
東部市民センター
第2集会室

さわやかな秋晴れの中、第3回懇談会が開催されました。
今までの経過を踏まえながら、学校づくりのコンセプトの具体化について
熱い議論が交わされました。
会の後半では、提言書の枠組みについても話し合いがされました。

●第3回新藤山台小学校学校づくり懇談会が開催されました。

- ・「みんなでつくり みんなで育てる みんなの学校」というコンセプトの具体化をテーマに話し合いを行いました。
- ・前回の懇談会で決定された学校づくりの視点に基づき、教職員、保護者、地域の方のそれぞれの立場から、「子どもたちのために」できる具体的な取組内容について、みんなで議論しました。

●こんな意見が出されました。

- ・ 学校づくりの思いや願いを、とにかく具体的にしていきたい。
- ・ 学校、保護者、地域を結ぶ専門の組織づくりが重要ではないか？
- ・ 学校と地域のパイプ役となるコーディネーターが必要ではないか？
- ・ 市内の他の地区の取り組みが参考にできるかもしれない。
- ・ 校区と町内会などの地域組織の一致がよいきっかけとなるのではないか？

- ・ 学校と保護者、地域が協働し、交流していくための学校施設のあり方についてみんなで話し合いました。
- ・ 学校施設を、学校教育ゾーン、地域交流ゾーン、地域開放ゾーンの3つのゾーンに区分し、それぞれのあり方から議論を重ねました。

●こんな意見が出されました。

- ・ 学校施設は、子どもの生きる力を育む場所です。
- ・ 子どもたちの教育を地域でサポートしていける学校にしたい。
- ・ 学校、保護者、地域が子どもたちの安全安心を見届けたい。



テーマに沿った真剣な議論が展開されました。



熱意ある意見がたくさん出ました。

●提言書の枠組みについて議論が交わされました。

- ・ 提言書のタイトル、構成について議論しました。
- ・ 特に「当懇談会の願い」では、多くの意見が出されました。

●懇談会の願いとしてこんな意見が出されました。

- ・ 3校統合後の学校跡地利用について十分な検討をしてほしい。
例えば、スポーツ活動の場としての利用など。
- ・ 災害時の拠点施設となる学校づくりをしてほしい。
- ・ 3校の今までの歴史や良いところを継承していきたい。
- ・ 理想を具体化するための新組織づくりの立上げが必要となる。

●当日の資料から

提言書の枠組み

夢のある学校づくりに向けて

第1章：新藤山台小学校が目指すもの

- 1 共通理念（コンセプト）
- 2 学校づくりの視点
- 3 学校施設のゾーニング

第2章：学校づくりの視点の具体化のために

第3章：当懇談会の願い

● 次回の予定

第4回新藤山台小学校
学校づくり懇談会

日 時：平成24年12月2日
午前9時30分～11時30分
場 所：東部市民センター

発 行：平成24年11月（第3号）
問 合 せ：新藤山台小学校学校づくり懇談会
春日井市教育委員会事務局
学校教育課（85-6149）



第4回 新藤山台小学校学校づくり懇談会



平成24年12月2日
東部市民センター
第2集会室

師走を迎え、寒気いよいよ厳しき折、第4回懇談会が開催されました。
今回で最後の懇談会となり、提言書案について具体的な検討を行いました。
また、学校づくりのこれからのあり方についても多くの意見が出されました。
提言書は、12月7日、春日井市教育長に提出されました。

●第4回新藤山台小学校学校づくり懇談会が開催されました。

- ・ 提言書案について最終的な検討を行いました。
- ・ 提言書の表題は、「地域とともに歩む夢のある学校づくり」とすることとしました。
- ・ 「学校づくりの視点」と「共通理念」をわかりやすく図式化したものを提言書に盛り込むこととしました。

●今後の学校づくりのあり方について

- ・ 今後の学校づくりのあり方について、様々な意見が出されました。
- ・ 事務局から、学校と地域の連携推進のための仕組みづくりについて他の地域の事例も含めて情報提供されました。

●こんな意見が出されました。

- ・ (仮称)学校運営サポート委員会の早期立ち上げを期待したい。
- ・ 学校と地域を結ぶコーディネーターの存在が重要となる。
- ・ 学校の跡地利用についても考えていく必要がある。

●新藤山台小学校学校づくり懇談会の閉会

- ・ 今回で新藤山台小学校学校づくり懇談会は閉会しました。
- ・ 最後に委員の皆様で集合写真を撮影しました。



提言書案の最終検討を行いました。



委員の皆様、ありがとうございました。

●春日井市教育長に提言書を提出しました。

- ・ 委員の意見を集約し、「地域とともに歩む夢のある学校づくり(提言書)」を作成しました。
- ・ 12月7日、会長と副会長が春日井市教育長に提言書を提出しました。

●提言書について

- ・ 「子どもたちのために」を第一に考え、子どもたちの「生きる力」を育むための学校づくりを行うことが全委員の共通認識です。
- ・ 今まで築いてきた3校の歴史や取り組みを受け継ぎ、この地域に暮らす人々が将来にわたって生きがいを持ち快適に暮らせるよう、また、子どもたちの成長を見守りながら、大人たちも一緒に成長しなければならないとの全委員の願いを込めて取りまとめました。

提言書(目次)

地域とともに歩む夢のある学校づくり

はじめに

第1 新藤山台小学校がめざす姿

- 1 共通理念(コンセプト)
- 2 学校づくりの視点
 - (1) 安全・安心な学校づくり
 - (2) 生きる力を育む学習環境をめざした学校づくり
 - (3) 地域の特色を生かした学校づくり
 - (4) ゆとりと交流を育む自然との共生をめざした学校づくり
 - (5) 地域と協働し連携を高める学校づくり
 - (6) まち育てに貢献する学校づくり
- 3 学校施設のゾーニング

第2 学校と地域の連携推進

- 1 成長に繋がる関係づくり
- 2 学校と地域の連携推進のしくみづくり

おわりに

参考資料

●議事録等について

新藤山台小学校学校づくり懇談会の議事録・提言書等については、市のホームページのサイト内検索で「学校づくり懇談会」を入力して検索しご覧ください。

発行：平成24年12月(第4号)
問い合わせ：新藤山台小学校学校づくり懇談会
春日井市教育委員会事務局
学校教育課(85-6149)

春日井市新藤山台小学校学校づくり懇談会設置要綱

(設置)

第1条 藤山台中学校区の小学校の統廃合に伴う新たな学校づくりに向けた市民意見の集約を行うため、春日井市新藤山台小学校学校づくり懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見集約したものを取りまとめた提言書（以下「提言書」という。）を作成するものとする。

- (1) 教育活動の充実に向けた方策
- (2) 安全・安心な学校づくりに向けた方策
- (3) 子どもたちの見守り及び学校運営支援に向けた方策
- (4) 前号に掲げるもののほか、懇談会の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 懇談会は、委員21人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 優れた識見を有する者
- (2) 関係町内会等の代表者
- (3) 関係校の小学校長
- (4) 関係校のPTA関係者
- (5) 関係校地域の幼稚園関係者
- (6) 関係校地域の保育園関係者
- (7) 関係校地域の主任児童委員
- (8) 子育て支援活動団体の代表者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、懇談会が教育委員会に提言書を提出した日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、懇談会を招集し、会議の議長となる。

2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決すると

ころによる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 懇談会に第2条各号に掲げる事項の原案（以下「原案」という。）を作成するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、懇談会の委員をもって組織する。
- 3 部会に、部会長及び副部会長を置き、懇談会の会長が指名する。
- 4 部会長は、会務を総理し、原案の作成を総合的に協議し、調整する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

(部会の任期等)

第8条 部会の委員の任期については、第4条の規定を準用する。

- 2 部会の会議については、第6条の規定を準用する。

(報告)

第9条 会長は、懇談会において取りまとめた提言書を教育委員会に報告するものとする。

(事務局)

第10条 懇談会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年5月11日から施行する。
- 2 この要綱は、懇談会が教育委員会に提言書を提出した日限り、その効力を失う。

春日井市新藤山台小学校学校づくり懇談会委員名簿

区分	所属等	氏名	
(1)優れた識見を有する者	中部大学教授	会 長	吉 田 直 子
	中部大学教授	副会長	三 島 浩 路
(2)関係町内会等の代表者	藤山台公団住宅自治会長		藤 井 香
	藤山台８・９・１０丁目町内会長		桃 林 秀 年
	宮前自治会長		中 岡 忠
(3)関係校の小学校長	藤山台小学校長		白 川 裕 章
	藤山台東小学校長		岡 崎 裕 子
	西藤山台小学校長		内 藤 昇
(4)関係校のＰＴＡ関係者	藤山台小学校ＰＴＡ会長		山 下 昭 範
	藤山台小学校ＰＴＡ書記		竹 内 真 琴
	藤山台東小学校ＰＴＡ会長		山 田 竜 二
	藤山台東小学校ＰＴＡ副会長		松 井 あかね
	西藤山台小学校ＰＴＡ会長		勝 谷 直 枝
	西藤山台小学校ＰＴＡ副会長		宮 本 真樹子
(5)学校評議員	藤山台小学校学校評議員		山 内 修 一
	藤山台東小学校学校評議員		柳 川 明 弘
	西藤山台小学校学校評議員		大 石 はつ子
(6)関係校地域の幼稚園関係者	第二ひばり幼稚園長		野 村 直 代
(7)関係校地域の保育園関係者	藤山台保育園長		安 藤 和 子
(8)関係校地域の主任児童委員	主任児童委員		川 田 和 美
(9)子育て支援活動団体の代表者	藤山台地区社会福祉協議会子育て支援サロン“きらきらキッズ”代表		阿 部 國 枝

部会名簿

区分	所属等		氏名
(1)教職員部会	中部大学教授		三 島 浩 路
	藤山台小学校長	部 会 長	白 川 裕 章
	藤山台東小学校長		岡 崎 裕 子
	西藤山台小学校長	副部会長	内 藤 昇
	第二ひばり幼稚園長		野 村 直 代
	藤山台保育園長		安 藤 和 子
(2)保護者部会	中部大学教授		吉 田 直 子
	藤山台小学校 P T A 会長	部 会 長	山 下 昭 範
	藤山台小学校 P T A 書記		竹 内 真 琴
	藤山台東小学校 P T A 会長	副部会長	山 田 竜 二
	藤山台東小学校 P T A 副会長		松 井 あかね
	西藤山台小学校 P T A 会長		勝 谷 直 枝
	西藤山台小学校 P T A 副会長		宮 本 真樹子
	主任児童委員		川 田 和 美
(3)地域住民部会	藤山台公団住宅自治会長		藤 井 香
	藤山台 8 ・ 9 ・ 10 丁目町内会長		桃 林 秀 年
	宮前自治会長		中 岡 忠
	藤山台小学校学校評議員	副部会長	山 内 修 一
	藤山台東小学校学校評議員		柳 川 明 弘
	西藤山台小学校学校評議員		大 石 はつ子
	藤山台地区社会福祉協議会子育て支援サロン“きらきらキッズ”代表	部 会 長	阿 部 國 枝